

商品概要説明書

J A山口県

【保証会社：山口県農業信用基金協会】用

商品名	J A教育ローン（カード型）
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上満 65 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ○教育施設（修業年限が 6 か月以上（外国の教育施設は 3 か月以上）で、中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 a 大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学 b 専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など） c 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部 d その他職業能力開発校などの教育施設 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金（借入申込日から 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）とし、資金使途の確認可能なものとします。 （例） ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。 ②アパートの家賃等。
契約金額	○10 万円以上 700 万円以内（10 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。

契約期間	○ご契約日から1年後の応答日の属する月の1日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当J Aがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満65歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。 ○新規貸越可能期間は、対象の就学子弟の卒業年度末日とします。ただし、新規貸越可能期間中であっても、不適格等により1年毎の契約更新が停止した場合や65歳の誕生日以降の契約更新日が到来した場合は貸越停止となります。												
借入利率	○変動金利とします。 ○お借入後の利率は、基準日（3月1日、9月1日）の当J Aの定める基準金利により、年2回見直しを行います。 ○お借入利率には、年1.30%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。												
返済方法	○新規貸越可能期間は、利息のみをご返済いただき、新規貸越可能期間終了後は、元金および利息をご返済いただきます。 ○約定返済 毎月1日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度額）に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約金額（借入極度額）</th><th>約定返済金額（元金+利息）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以上140万円以下</td><td>1万円+利息</td></tr> <tr> <td>150万円以上280万円以下</td><td>2万円+利息</td></tr> <tr> <td>290万円以上420万円以下</td><td>3万円+利息</td></tr> <tr> <td>430万円以上570万円以下</td><td>4万円+利息</td></tr> <tr> <td>580万円以上700万円以下</td><td>5万円+利息</td></tr> </tbody> </table> ○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当J A窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。	契約金額（借入極度額）	約定返済金額（元金+利息）	10万円以上140万円以下	1万円+利息	150万円以上280万円以下	2万円+利息	290万円以上420万円以下	3万円+利息	430万円以上570万円以下	4万円+利息	580万円以上700万円以下	5万円+利息
契約金額（借入極度額）	約定返済金額（元金+利息）												
10万円以上140万円以下	1万円+利息												
150万円以上280万円以下	2万円+利息												
290万円以上420万円以下	3万円+利息												
430万円以上570万円以下	4万円+利息												
580万円以上700万円以下	5万円+利息												
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。												
担保	○不要です。												
保証人	○当J Aが指定する保証機関（山口県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。												

手数料	○ATMをご利用いただく時間帯によって、所定の手数料がかかる場合がございます。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は1,100円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：083-976-6844）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083-922-0087 【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082-225-1600 【福岡県弁護士会紛争解決センター】 （北九州）電話：093-561-0360 （福岡）電話：092-791-1840 （久留米）電話：0942-30-0144 【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03-3581-0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3595-8588 【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3581-2249 【民間総合調停センター】 （大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

	・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、1,100～5,500 円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○その他ご不明の点がございましたら、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。

(2025 年 9 月 13 日現在)